

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（628））

2. 日時：平成30年1月30日 10時00分～12時55分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

伊藤安全審査官、津金安全審査官、日南川安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、郡安技術参与、竹内技術参与、山浦技術参与

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他7名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第39条 耐震設計方針」「第40条 耐津波設計方針」及び「第43条 共通（基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針）」について、平成29年11月8日に提出された発電用原子炉設置変更許可申請書（一部補正）及び本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針について>

- 防潮堤及び防潮扉が敷地に遡上する津波の第一波に耐え、概ね弾性状態を保持すると共に、第二波以降繰り返し襲来する津波に対しても引き続き状態を保持する設計について、防潮堤及び防潮扉に要求される機能を整理した上で、上記設計方針が明確になるようにして提示すること。
- 防潮扉の設計、防潮堤及び防潮扉の下部貫通部の設計及びその差異について、整理して提示すること。
- 格納容器圧力逃がし装置格納槽その他の区画に備えられた水密ハッチの設計方針において、水密性に対する考慮が明示されていないため、設計の考え方を整理して提示すること。
- 構内排水路逆流防止設備について、意図しない開状態が生じないように、設計及び平時からの管理の考え方について整理して提示すること。
- 防潮堤下部に備えられるフラップゲートについて、配置状況を示すと共に耐震性等の設計の考え方を整理して提示すること。
- 潮位計の津波による動的荷重への考慮について防波管との関係性を踏まえ、必要性を整理して提示すること。
- 防波管に内包される潮位計の電線管は防波管の側面貫通部を通じて壁面を通す構造としていますが、津波による防波管と壁面との相対変位による電線管の損傷に対する考慮について整理して提示すること。

- 潮位計は防潮堤高さである20mまでを測定できる仕様としているが、津波監視設備の設置目的に照らし、20m以上の津波への対応しないとする考え方について整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について